

県産材の積極的な利用を宣言する事業者を**募集**します



「A-wood」

事業者登録制度

木材の地産地消を進め、
豊かな森と「A-wood」の街を育んでいくため
県産材「A-wood」の利用と普及に取り組む事業者を登録・公表します。

登録や「A-wood」事業者情報はここから

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/nourin/rinsei/A-wood_touroku.html



登録対象者

建設業法第3条第1項の規定に基づく建築工事業もしくは大工工事業の許可を受けている者、又は建築士法第23条第1項の規定に基づく建築士事務所の登録を受けている者のうち、県内に事業所を有している者。

登録期間

登録日から起算して3年目の年度末まで。

募集方法

ホームページで随時募集しています。

登録の条件

1. 自らが手がける建築物において、県産材の使用に関する具体的な取組目標を立てること。
2. 県内の製材工場から県産材を調達する計画があること。
3. 県産材の使用について、積極的に情報発信を行うほか、県の広報媒体への掲載等に協力すること。
4. 前年度に行った取組について、毎年度報告すること。

登録のメリット

1. A-woodのロゴマークを自由に使うことができます。
2. 登録事業者の県産材利用に関する取組を、県のホームページやガイドブック等において、広く県民に周知します。
3. 登録事業者が県産材の利用に取り組むために必要な施策の情報提供や支援を行います。